

函館市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、性の多様性への理解が進むことにより、市民一人一人がかけがえのない個人として尊重され、人生のパートナーや大切な人と安心して暮らせるまちの実現のため、パートナーシップの宣誓の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 性的少数者 性的指向（恋愛感情または性的感情の対象となる性別についての指向をいう。）が異性愛のみではない者、または性自認（自己の性別についての認識をいう。）が戸籍上の性別と異なる者をいう。
- (2) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとして、相互に責任を持って協力し合うことにより共同生活を行うことを約束した、一方または双方が性的少数者である二者の関係をいう。
- (3) 宣誓 パートナーシップにある者同士が、市長に対し、双方が互いのパートナーであることを誓うことをいう。

(宣誓の要件)

第3条 宣誓をすることができる者は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達していること。
- (2) 宣誓をしようとする者の少なくともいずれか一方が市内に住所を有する者または宣誓の日から3か月以内に市内へ転入を予定している者であること。
- (3) 配偶者（婚姻の届出はしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）がいないこと。
- (4) 共に宣誓しようとする者以外の者とパートナーシップにないこと。
- (5) 共に宣誓しようとする者以外の者とパートナーシップの宣誓（本

市以外の自治体が実施するパートナーシップ制度の利用を含む。)を行っていないこと。

- (6) 共に宣誓しようとする者が民法第734条から第736条までに規定する婚姻をすることができないとされている者でないこと。ただし、宣誓をしようとしている者同士が養子縁組をしている場合を除く。

(宣誓の方法)

第4条 宣誓は、宣誓をしようとする者双方が必要事項を自ら記入したパートナーシップ宣誓書（第1号様式。以下「宣誓書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出して行うものとする。

- (1) 住民票の写しその他の現住所を証する書類（宣誓日前3か月以内に交付されたものに限る。以下「住民票の写し等」という。）
- (2) 宣誓しようとしている者のいずれかが市内への転入を予定していることを疎明するに足りる資料（宣誓しようとしている者の双方が市内に住所を有していない場合に限る。）
- (3) 戸籍抄本その他の配偶者がいないことを証する書類（宣誓日前3か月以内に交付されたものに限る。）
- (4) 前各号に掲げる書類のほか市長が必要と認める書類

2 市長は、宣誓をしようとする者が、本人であることを確認するため、次に掲げるいずれかの書類の提示を求めるものとする。

- (1) マイナンバーカード（個人番号カード）
- (2) 旅券
- (3) 運転免許証
- (4) 前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証または登録証明書であって、本人の顔写真が貼付されたもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか市長が認める書類

3 市長は、宣誓をしようとする者が、病気、障害等により自ら宣誓書に必要事項を記入することができないと認めるときは、宣誓をしようとする者以外の者に代筆させることができる。

4 宣誓をしようとする者は、宣誓日時等について、あらかじめ市長と

調整するものとする。

（宣誓書受領証等の交付）

第5条 市長は、前条の規定により宣誓をした者（以下「宣誓者」という。）が第3条に規定する要件を満たしていると認めるときは、宣誓者に対し、パートナーシップ宣誓書受領証（第2号様式）およびパートナーシップ宣誓書受領証カード（第3号様式）（以下「受領証等」という。）ならびに宣誓書の写しを交付する。

2 前項の規定にかかわらず、宣誓者の双方が市内に住所を有していない場合であって、少なくともいずれか一方が宣誓の日から3か月以内に市内に転入を予定しているときは、市長は、受領証等に代えてパートナーシップ宣誓制度転入予定者受付票（第4号様式。以下「転入予定者受付票」という。）を宣誓者に交付する。

3 前項の規定により転入予定者受付票の交付を受けた者のうちいずれかが市内に転入した場合においては、転入の日から14日以内に、住民票の写し等、転入したことを証する書類を添えて市長に申し出るものとする。この場合において、宣誓者のいずれかが市内に住所を有することが確認できたときは、市長は、転入予定者受付票を返還させ、受領証等を交付する。

（通称の使用）

第6条 宣誓をしようとする者は、市長が特に理由があると認めるときは、宣誓において、通称の氏名（戸籍上の氏名以外の呼称で戸籍上の氏名に代わるものとして社会生活上通用しているものをいう。以下「通称名」という。）を使用することができる。

2 宣誓をしようとする者は、前項の規定により通称名の使用を希望する場合は、第4条第1項に掲げる書類のほか、通称名を日常的に使用していることが確認できる書類を提出するものとする。

（子に関する記載）

第7条 宣誓者の一方または双方と同居し、かつ、生計を一にする未成年の子ども（実子または養子をいう。以下「子」という。）がいる場合であって、当該宣誓者が受領証等に当該子の記載を希望するときは、

子に関する届（第5号様式）に、戸籍抄本その他の宣誓者と当該子との関係を確認できる書類ならびに住民票の写しその他の当該子の年齢および同居の事実が確認できる書類を添えて市長に提出するものとする。

- 2 第4条第2項の規定は、前項の規定による子に関する届の提出についても準用する。

（受領証等の再交付）

第8条 第5条第1項および第12条第1項の規定により受領証等の交付を受けた者（以下「受領者」という。）は、当該受領証等の紛失等により再交付を受けたいときは、パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書（第6号様式）により市長に再交付を申請することができる。

- 2 第4条第2項の規定は、前項の規定による再交付の申請について準用する。

- 3 市長は、第1項の規定により申請があった場合において適当と認めるときは、交付済みの受領証等と引換えに受領証等を再交付する。ただし、受領証等の紛失その他やむを得ない理由があるときは、当該受領証等の提出を要しない。

（受領証等の変更）

第9条 受領者は、宣誓書に記載した内容および受領証等の記載事項に変更が生じたときは、次条第1項各号のいずれかに該当する場合を除き、パートナーシップ宣誓書受領証等変更届（第7号様式）に受領証等および次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、受領証等の紛失その他やむを得ない理由があるときは、当該受領証等の提出を要しない。

- (1) 戸籍上の改姓または改名の場合にあっては、戸籍抄本その他戸籍上の氏名を証する書類（届出日前3か月以内に交付されたものに限る。）
- (2) 住所の変更の場合にあっては、住民票の写しその他現住所を証する書類（届出日前3か月以内に交付されたものに限る。）

(3) 前号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

2 第4条第2項の規定は、前項の規定による変更届の提出について準用する。

3 市長は、第1項の規定により変更届の提出があったときは、その内容を確認し、変更後の内容を記載した受領証等を交付する。

(宣誓書受領証等の返還等)

第10条 受領者は、次のいずれかに該当する場合は、速やかに受領証等を市長に返還しなければならない。

(1) パートナーシップを解消したとき。

(2) 受領者の一方が死亡したとき。

(3) 受領者の双方がともに市内に住所を有しなくなったとき（パートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク規約（以下「規約」という。）第4条に規定する構成自治体（以下「構成自治体」という。）においてパートナーシップの宣誓等を行うために、受領証等を構成自治体に提出した場合を除く。）。

(4) 第3条第3号から第6号までのいずれかに該当しなくなったとき。

2 前項の規定による受領証等の返還は、パートナーシップ宣誓書受領証等返還届（第8号様式）に受領証等を添えて市長に提出しなければならない。ただし、受領証等の紛失その他やむを得ない事情があるときは、当該受領証等の返還を要しない。

3 第4条第2項の規定は、前項の規定による返還届の提出について準用する。

4 市長は、第1項第1号に該当する場合で、受領者のいずれか一方により第2項の規定による返還届の提出があったときは、返還届を受理した後、遅滞なく、もう一方の受領者に対し、当該届出を受理したことを通知するものとする。

(宣誓の無効)

第11条 宣誓は、次に掲げる場合には無効とする。

(1) 宣誓者がパートナーシップを形成する意思を有しないとき。

(2) 宣誓者が宣誓をした時点において第3条各号のいずれかに該当し

ていなかったことが判明したとき。

(3) 第5条第2項の規定により転入予定者受付票の交付を受けた場合にあっては、宣誓者の双方が、宣誓の日から3か月以内に転入しなかったとき。

2 市長は、前項の規定により宣誓が無効となった場合は、前条の規定により宣誓者に交付した受領証等または転入予定者受付票の返還を求めるものとする。ただし、返還を求めることができないときは、この限りでない。

(他の自治体との連携)

第12条 構成自治体における受領証等に類する書類（以下「構成自治体受領証等」という。）の交付を受けた者が、本市への住所の異動後も引き続きパートナーシップの関係を継続する場合であって、第3条に規定する要件を満たすときは、規約第3条第2項の規定に基づき、受領証等の交付を受けることができる。ただし、第4項の同意が得られない場合は、この限りではない。

2 前項の規定による交付を受けようとする者（以下「継続申告者」という。）は、双方が必要事項を自ら記入したパートナーシップ宣誓継続申告書（様式第9号。以下「継続申告書」という。）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。この場合において第4条第2項から同条第4項までの規定を準用する。

(1) 構成自治体受領証等

(2) 住民票の写しその他の現住所を証する書類（継続申告日前3か月以内に交付されたものに限る。）

(3) 前各号に掲げる書類のほか市長が必要と認める書類

3 第6条から第10条の規定は、前項の規定による申請について準用する。この場合において「宣誓をしようとする者」とあるのは「継続申告をしようとする者」、「宣誓者」とあるのは「継続申告者」、「宣誓書」とあるのは「継続申告書」とそれぞれ読み替えるものとする。

4 市長は、第2項の規定により書類の提出があった場合、継続申告者の双方の同意を得た上で、遅滞なく転出地である構成自治体に通知

する。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、パートナーシップの宣誓の取扱いに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 パートナーシップの宣誓に係る日時等の調整その他パートナーシップの宣誓をするために必要な行為については、この要綱の施行前においても行うことができる。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この要綱の施行日の前に、改正前の要綱第12条第1項および第4項の規定により継続使用する受領証等の取扱いについては、なお従前の例による。

パートナーシップ宣誓書

函館市長 様

私たちは、函館市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、双方が互いのパートナーであることを宣誓します。

年 月 日

宣誓者

宣誓者

ふりがな
氏名

ふりがな
氏名

（生年月日： 年 月 日）

（生年月日： 年 月 日）

住所

住所

（代筆者）

（代筆者）

ふりがな
氏名

ふりがな
氏名

住所

住所

※職員記入欄

宣誓 番号	
----------	--

(裏面)

パートナーシップ宣誓に関する確認書兼同意書

私たちは、函館市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、パートナーシップの宣誓をするにあたり、次の確認事項欄の記載事実と相違ないことおよび同要綱の規定を遵守することを確認します。また、現況確認のため、住民票に記載されている事項について、本制度の所管部署が確認することに同意します。

年 月 日

氏 名		氏 名	
(通称名使用の場合) 戸籍上の氏名 _{ふりがな}		(通称名使用の場合) 戸籍上の氏名 _{ふりがな}	
電話番号		電話番号	
要 綱	確認事項 (該当するものは□に「レ」を付けてください。)	確認欄	
第2条第1号 第2号	互いを人生のパートナーとして、相互に責任を持って協力し合うことにより共同生活を行うことを約束した、一方または双方が性的少数者（性的指向が異性愛のみではない者または性自認が戸籍上の性別と異なる者をいう。）である二者の関係であること。	□	
第3条第1号	双方が成年に達していること。	□	
第3条第2号	① 双方が市内に住所を有している。	□	
	② 一方が市内に住所を有している。	□	
	③ 少なくともいずれか一方が市内へ転入を予定している。 (転入予定日： 年 月 日)	□	
第3条第3号	配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）がないこと。	□	
第3条第4号 第5号	共に宣誓しようとする者以外の者とパートナーシップにないこと。 また、パートナーシップの宣誓（本市以外の自治体を実施するパートナーシップ制度の利用を含む。）を行っていないこと。	□	
第3条第6号	共に宣誓しようとする者が民法第734条から第736条までに規定する婚姻をすることができない者でないこと。ただし、宣誓をしようとしている者同士が養子縁組をしている場合を除く。	□	

※宣誓される方の本人確認書類を提示してください。

【添付書類】

- ・住民票その他の現住所を確認する書類の写し（宣誓される方の双方が市内に住所を有していない場合は、本市への転入を予定していることを疎明するに足りる資料）
- ・戸籍抄本等その他の配偶者がいないことを証明する書類の写し
- ・通称名を使用する場合は、その通称名が日常的に使用されていることが確認できる書類

第2号様式（第5条関係）

（表面）



第 号

パートナーシップ宣誓書受領証

様

様

（生年月日： 年 月 日）

（生年月日： 年 月 日）

函館市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱の規定に基づき提出されたパートナーシップ宣誓書を受領したことを証します。

年 月 日

函館市長

印

(裏面)

○ 注意事項

- 1 この宣誓書受領証は、函館市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱の趣旨に従ってお取り扱いください。
- 2 次の場合は、宣誓書受領証および宣誓書受領証カード（以下「受領証等」という。）を返還してください。
 - (1) パートナーシップを解消したとき。
 - (2) 受領者の一方が死亡したとき。
 - (3) 受領者の双方が市外に転出したとき。（パートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク規約第4条に規定する構成自治体においてパートナーシップの宣誓等を行うために、受領証等を構成自治体に提出した場合を除く。）
 - (4) その他、宣誓の要件に該当しなくなったとき。
- 3 受領証等の交付を受けたお二人が、パートナーシップ制度自治体間ネットワークに加入する自治体へ転出する場合は、手続きを簡素化していますので、詳細については、本市にお問合せください。

この宣誓書受領証の提示を受けた方へ

本市では、性の多様性への理解が進み、市民一人一人がかけがえのない個人として尊重され、人生のパートナーや大切な人と安心して暮らせるよう、互いを人生のパートナーとして、相互に責任を持って協力し合うことを市長に対し宣誓する「函館市パートナーシップ宣誓制度」を設けています。

この制度は法的効力を有するものではありませんが、この受領証の提示を受けた方は、上記の趣旨をご理解いただきますようお願いいたします。

○ 本宣誓書受領証を交付する際に確認した事項

この受領証は、市長に対してパートナーシップにあることを宣誓した方が、下記の要件をすべて満たしていることを確認した場合に交付します。

- (1) 民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達していること。
- (2) 宣誓しようとする者の少なくともいずれか一方が市内に住所を有する者または宣誓の日から3か月以内に市内へ転入を予定している者であること。
- (3) 配偶者（婚姻の届出はしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）がいないこと。
- (4) 共に宣誓しようとする者以外の者とパートナーシップにないこと。
- (5) 共に宣誓しようとする者以外の者とパートナーシップの宣誓（本市以外の地方公共団体が実施するパートナーシップ制度の利用を含む。）を行っていないこと。
- (6) 共に宣誓しようとする者が民法第734条から第736条までに規定する婚姻をすることができない者でないこと。ただし、宣誓をしようとしている者同士が養子縁組をしている場合を除く。

【特記事項】

--

※特記事項欄には、通称名を使用している場合には戸籍上の氏名を、子に関する届出をした場合には同居する未成年の子の氏名・生年月日・宣誓者との関係を記載する。

第3号様式（第5条関係）

（表面）

 パートナーシップ宣誓词受領証カード	
函館市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、 パートナーシップの宣誓書を受領したことを証します。	
本人氏名	パートナー氏名
_____ 様	_____ 様
(年 月 日生)	(年 月 日生)
年 月 日	
第 号	函館市長 

（裏面）

本市では、性の多様性への理解が進み、市民一人一人がかけがえない個人として尊重され、人生のパートナーや大切な人と安心して暮らせるよう、互いを人生のパートナーとして、相互に責任を持って協力し合うことを市長に対し宣誓する「函館市パートナーシップ宣誓制度」を設けています。
この制度は法的効力を有するものではありませんが、このカードの提示を受けた方は、上記の趣旨をご理解いただきますようお願いいたします。

【特記事項】（戸籍上の氏名（通称名を使用している場合）、同居する未成年の子の氏名等）

【問合せ先】
函館市市民部市民・男女共同参画課（電話 _____）

備考

- 1 特記事項欄には、通称名を使用している場合には戸籍上の氏名を、子に関する届出をした場合には同居する未成年の子の氏名・生年月日・宣誓者との関係を記載する。
- 2 寸法は、縦54ミリメートル、横86ミリメートルとする。

第4号様式（第5条関係）

（表面）

パートナーシップ宣誓制度
転入予定者受付票

様

様

以下のとおり、函館市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱の規定に基づき提出された宣誓書を受領したことを証します。

年 月 日

函館市長

印

宣誓番号	第 号
宣誓年月日	年 月 日
転入予定日	年 月 日

【本票の有効期限： 年 月 日】

- 1 宣誓者のうちいずれかが市内に転入した場合は、転入したことを証明する住民票の写し等を提出してください。本票と引き換えに宣誓書受領証および宣誓書受領証カードを交付します。
- 2 上記有効期限までに、住民票の写し等の提出がない場合は、宣誓の要件を欠くものとして、提出書類一式をお返しします。有効期限までの提出が困難な場合は、ご連絡ください。
- 3 上記期限の経過をもって、本票は効力を失います。

(裏面)

この転入予定受付票の提示を受けた方へ

本市では、性の多様性への理解が進み、市民一人一人がかけがえのない個人として尊重され、人生のパートナーや大切な人と安心して暮らせるよう、互いを人生のパートナーとして、相互に責任を持って協力し合うことを市長に対し宣誓する「函館市パートナーシップ宣誓制度」を設けています。

この制度は法的効力を有するものではありませんが、この転入予定受付票の提示を受けた方は、上記の趣旨をご理解いただきますようお願いいたします。

○ 本転入予定者受付票を交付する際に確認した事項

この受付票は、市長に対してパートナーシップにあることを宣誓した方が、下記の要件をすべて満たしていることを確認した場合に交付します。

- (1) 民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達していること。
- (2) 宣誓しようとする者の少なくともいずれか一方が市内に住所を有する者また宣誓の日から3か月以内に市内へ転入を予定している者であること。
- (3) 配偶者（婚姻の届出はしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）がないこと。
- (4) 共に宣誓しようとする者以外の者とパートナーシップにないこと。
- (5) 共に宣誓しようとする者以外の者とパートナーシップの宣誓（本市以外の地方公共団体が実施するパートナーシップ制度の利用を含む。）を行っていないこと。
- (6) 共に宣誓しようとする者が民法第734条から第736条までに規定する婚姻をすることができない者でないこと。ただし、宣誓をしようとしている者同士が養子縁組をしている場合を除く。

【特記事項】

--

※特記事項欄には、通称名を使用している場合には戸籍上の氏名を、子に関する届出をした場合には同居する未成年の子の氏名・生年月日・宣誓者との関係を記載する。

第5号様式（第7条関係）

子に関する届

函館市長 様

函館市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、下記の者について、パートナーシップ宣誓書受領証等への記載を希望しますので、届け出ます。

年 月 日

受領者の一方または双方と同居し、かつ、生計を一にする未成年の実子または養子

ふり 氏	がな 名			
生年月日	年 月 日	年齢	歳	
住 所				

上記の子の実親または養親		左記の者のパートナー	
ふり 氏	がな 名		
生年月日	年 月 日	年 月 日	
住 所			

届出者（宣誓者のどちらかに限る）		
氏 名		
連絡先	電話番号	
	メールアドレス	

※届出者の本人確認書類を提示してください。

【添付書類】

- ・戸籍抄本その他の宣誓者と届出に係る子との関係を確認できる書類
- ・住民票の写しその他の届出に係る子の年齢および同居の事実が確認できる書類

※職員記入欄

宣誓 番号	
----------	--

第6号様式（第8条関係）

パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書

函館市長 様

函館市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、以下のとおりパートナーシップ宣誓書受領証等の再交付を申請します。

年 月 日

宣誓者			
ふり 氏	がな 名		
生年月日	年 月 日	年 月 日	
宣 誓 日		宣誓番号	第 号

再交付を希望する書類 ※希望するものに「レ」を付ける。	
種 別	☐ パートナーシップ宣誓書受領証 ☐ パートナーシップ宣誓書受領証カード

再交付を希望する理由 ※該当するものに「レ」を付ける。	
理 由	☐ 紛失 ☐ 毀損 ☐ その他（ ）

申請者（受領者のどちらかに限る）		
氏 名		
連絡先	電話番号	
	メールアドレス	

※申請者の本人確認書類を提示してください。

（注意事項）

紛失以外の理由の場合、交付済みの受領証等と引き換えに、新しい受領証等を再交付します。

第7号様式（第9条関係）

パートナーシップ宣誓書受領証等変更届

函館市長 様

函館市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、以下のとおり変更があったことを届け出ます。

年 月 日

宣誓者			
ふりがな 氏 名			
生年月日	年 月 日	年 月 日	
宣 誓 日		宣誓番号	第 号
変更事項			
ふりがな 氏 名	変更前		
	変更後		
	変更日		
住所	変更前		
	変更後		
	変更日		
その他 ()	変更前		
	変更後		
	変更日		

届出者（受領者のどちらかに限る）		
氏 名		
連絡先	電話番号	
	メールアドレス	

※届出者の本人確認書類を提示してください。

【添付書類】

- ・変更内容が確認できる書類（戸籍抄本、住民票の写し等）
- ・パートナーシップ宣誓書受領証および宣誓書受領証カード

※宣誓書受領証等を添付できない場合の理由 ☐ 紛失 ☐ その他（ ）

第8号様式（第10条関係）

パートナーシップ宣誓書受領証等返還届

函館市長 様

函館市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、以下のとおりパートナーシップ宣誓書受領証等を返還します。

年 月 日

宣誓者			
ふり 氏 名			
生年月日	年 月 日	年 月 日	
宣 誓 日		宣誓番号	第 号

届出者（受領者のどちらかに限る）		
氏 名		
住 所		
連絡先	電話番号	
	メールアドレス	
返還理由	※該当する理由に「レ」を付ける。 ☐ パートナーシップの解消 ☐ 双方が市外に転出（転出先： ） ☐ その他（内容： ）	

※届出者の本人確認書類を提示してください。

【添付書類】

- ・パートナーシップ宣誓書受領証および宣誓書受領証カード

※宣誓書受領証等を添付できない場合の理由 ☐ 紛失 ☐ その他（ ）

第9号様式（第12条関係）

パートナーシップ宣誓継続申告書

函館市長 様

函館市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、住所の異動前に構成自治体から一方または双方が性的少数者でパートナーシップの関係にある旨の証明としてパートナーシップ宣誓に係る構成自治体受領証等の交付を受けたこと、および互いを人生のパートナーとし相互に協力し合う関係を継続していることを申告します。

また、申告内容を住所の異動前の構成自治体に通知することに同意します。

年 月 日

申告者		
ふりがな 氏名または通称名		
(通称名の場合) 戸籍上の氏名		
生年月日	年 月 日	年 月 日
旧住所（転出元）		
新住所（転入先）		
連絡先	電話番号	
	メールアドレス	
当初の宣誓日	☐ 裏面に記載を希望する（ 年 月 日） ☐ 希望しない	
要件	☐ 一方または双方が性的少数者であること。 ☐ 配偶者および共に宣誓しようとする者以外の者とパートナーシップにないこと。 ☐ 共に宣誓しようとする者が民法に規定する婚姻をすることができない者でないこと。ただし、宣誓をしようとしている者同士が養子縁組をしている場合を除く。	

※申告者の本人確認書類を提示してください。

【添付書類】

- ・構成自治体受領証等
- ・住民票その他の現住所を確認する書類の写し

※職員記入欄

宣誓 番号	
----------	--

※職員記入欄

--